社会福祉法人東金市社会福祉協議会

委 員 会 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東金市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第 18条に規定する委員会について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、それぞれの分掌事項について研究調査し協議立案するほか、会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

(委員会の名称及び分掌)

- 第3条 委員会の名称及び分掌事項は次のとおりとする。
 - (1) 広報委員会 広報紙の発行及び啓発に関する事項
 - (2) 地域福祉サービス委員会 地域福祉サービスに関する事項

(委員)

第4条 委員は、本会の理事、評議員のほか、社会福祉関係行政機関の職員又は地区社会 福祉協議会長、福祉活動推進員、学識経験者の中から会長が委嘱する。

(組織)

- 第5条 委員会は、それぞれ委員若干名を持って構成し、委員の互選により委員長1名、 副委員長1名を置く。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会)

- 第6条 委員会は、委員長が会長の承認を得てこれを招集し、議長となる。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会の決定事項は、委員長から会長に報告する。
- 第7条 会長、副会長は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

- 第8条 委員の任期は2年とする。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務

第9条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

附則

この規程は、昭和61年3月25日から施行する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年3月31日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。